

群馬県達 第 号

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

群馬県青少年健全育成条例第24条第 項の規定により、下記の自動販売機等の撤去を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

群馬県知事

印

記

- 1 自動販売機等の設置場所
- 2 自動販売機等の機種、製造番号等
- 3 理由
- 4 措置期限 年 月 日